

7 1 指定避難所使えず 天井材や照明落下などで

2016/5/19 11:00

益城町の指定避難所のうち町総合体育館のアリーナ部分では、天井のパイプがはがれて垂れ下がった=4月28日

熊本地震を受け県内に最大562カ所設けられた指定避難所で、計71カ所の建物が天井材や照明器具の落下などで避難場所として使用できなかったことが18日、分かった。建物の骨格部分に比べ、こうした天井材などの「非構造部材」の耐震化は遅れており、阪神大震災などでも問題になった。

馳浩文部科学相は17日、「施設を避難所として十分機能させるため、被害を低減する対策を進めたい」と述べ、耐震化を推進する方針を示している。

熊本日日新聞が被害の大きかった県内20市町村に取材したところ、45の学校施設のほか、市町村運営の体育館15、公民館6、

庁舎5の計72カ所で建物が損傷。避難所そのものが開設できなかったり、学校校舎と体育館のうち体育館が使えなかったりした。

理由の9割は、天井や壁材など非構造部材の損傷により、内部の安全性が保てなかつたためだった。

宇土市や八代市の庁舎のように建物本体が損傷したり、学校の敷地外に亀裂ができたりしたケースもあった。

熊本市は全171カ所のうち30カ所、益城町は全16カ所のうち10カ所で建物が使えなかった。

このうち熊本市の小中学校では25体育館が閉鎖となり、避難者は校舎や武道場などで過ごした。

熊本市はこれらの修理や建て替えのために国庫補助を申請中。市教委は「非構造部材については元に戻すだけでなく、

、耐震性能を向上させたい」としている。

災害対策基本法は避難者を滞在させるための施設として、市町村に避難所指定を義務付けている。

▽適切な規模▽速やかに被災者を受け入れ、物資を配布できる▽災害の影響が少ない▽車両による輸送がしやすい—などの条件がある。(馬場正広)

